

11) 関係法令等の指定・規則等

事業実施区域に係る関係法令による指定・規制等の状況を表 2-2-68 に示す。

表 2-2-68 (1) 事業実施区域に係る関係法令による指定・規制等

分類		関係法令等	主な指定・規制の内容	該当の有無		参照図
				事業実施区域 周辺	事業実施区域 内	
自然環境 保全		自然環境保全法	自然環境保全地域の指定	-	-	-
		神奈川県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の指定	-	-	-
		首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地特別保全区域の指定	-	-	図 2-2-74
		自然公園法	自然公園区域の指定	-	-	-
		神奈川県立自然公園条例	県立自然公園区域の指定	-	-	-
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区域等の指定	-	-	図 2-2-71
		古都における歴史的風土の保護に関する特別措置法	歴史的風土保存区域等の指定	-	-	-
		都市計画法	風致地区の指定	-	-	図 2-2-73
		風致地区条例	風致地区種別の指定	-	-	
公害防 止	大気汚 染	大気汚染防止法	ばい煙等の排出の規制 粉じんに関する規制 自動車排出ガスに係る許容限度等	○	○	-
		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	特定地域の指定	○	○	-
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る排ガスの規制	○	-	-
		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	オフロード特殊自動車からの排ガスの規制	○	○	-
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	排煙の排出規制 粉じんに関する規制	○	-	-
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	排煙の排出規制	○	○	-
	水質汚 濁	水質汚濁防止法	公共用水域に排出される排出水の規制 排出水の地下浸透の規制	○	-	-
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る排水の規制	○	-	-
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	公共用水域に排出される排水の規制 排水の地下浸透の規制	○	-	-
	土壌汚 染	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域の指定	-	-	-
		ダイオキシン類対策特別措置法	対策地域の指定等	-	-	-
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	土地の区画形質の変更に伴う公害の防止等	○	-	-
		土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域の指定	○	-	-
	騒音	騒音規制法	特定工場等に関する騒音規制 特定建設作業に関する騒音規制 自動車騒音に関する許容限度等	○	○	図 2-2-66 図 2-2-67
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業所において発生する騒音の許容限度	○	○	-
	振動	振動規制法	特定工場等に関する振動規制 特定建設作業に関する振動規制 道路交通振動にかかる要請等	○	○	図 2-2-68 図 2-2-69

表 2-2-68 (2) 事業実施区域に係る関係法令による指定・規制等

分類		関係法令等	主な指定・規制の内容	該当の有無		参照図
				事業実施区域 周辺	事業実施区域 内	
公害 防止	振動	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業所において発生する振動の許容限度	○	○	-
	地盤沈下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 神奈川県条例第 35 号）	地下水採取の規制区域の指定 地下水採取規制	-	-	-
	悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年 法律第 91 号）	悪臭原因物質の排出規制	○	○	図 2-2-70
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 神奈川県条例第 35 号）	悪臭発生作業に関する規制	○	○	-
	日照 障害	建築基準条例 （昭和 47 年 横須賀市条例第 32 号）	日影による中高層の建築物の高さの制限等	○	○	-
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律第 137 号）	事業者の責務及び適切な処理等	○	○	-
文化財		文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）	国の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○	-	図 2-2-103
		神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年 神奈川県条例第 13 号）	神奈川県の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○	○	
		横須賀市文化財保護条例（昭和 39 年 横須賀市条例第 41 号）	横須賀市の史跡名勝天然記念物、文化財の指定	○	-	
防災		砂防法（明治 30 年 法律第 29 号）	砂防指定地の指定	-	-	-
		地すべり等防止法（昭和 33 年 法律第 30 号）	地すべり防止区域の指定	-	-	図 2-2-75
		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年 法律第 191 号）	宅地造成工事規制区域の指定 特定盛土規制区域の指定	○	-	-
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 法律第 57 号）	急傾斜地崩壊危険区域の指定	○	-	図 2-2-75
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 法律第 57 号）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	○	-	
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成 11 年 神奈川県条例第 3 号）	土砂の搬出、搬入、埋立て等に関する規制等	○	○	-
その他		森林法（昭和 26 年 法律第 249 号）	地域森林計画対象民有林、保安林の指定	-	-	図 2-2-72
		農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 法律第 58 号）	農用区域、農業振興地域の指定	-	-	-
		景観法（平成 16 年 法律第 110 号）	景観地区の指定、開発行為等の規制	-	-	-
		横須賀市景観条例（平成 16 年 横須賀市条例第 24 号）	特に眺望を保全する必要があると認める場所、眺望景観保全基準、景観推進地区の指定等	○	○	図 2-2-107
		生産緑地法（昭和 49 年 法律第 68 号）	生産緑地地区等の指定	-	-	-

(1) 公害関係法令等

ア. 環境基本法に基づく環境基準

(ア) 大気質

(a) 大気の汚染に係る環境基準について

大気の汚染に係る環境基準を表 2-2-69 に示す。

表 2-2-69 大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年環境省告示第 73 号)

(b) 二酸化窒素に係る環境基準について

二酸化窒素に係る環境基準を表 2-2-70 に示す。

表 2-2-70 二酸化窒素に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。	

出典：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年環境省告示第 74 号)

(c) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準を表 2-2-71 に示す。

表 2-2-71 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号)

(d) 微小粒子状物質に係る環境基準について

微小粒子状物質に係る環境基準を表 2-2-72 に示す。

表 2-2-72 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準として一般地域に適用される環境基準値を表 2-2-73 (1) に、道路に面する地域に適用される環境基準値を表 2-2-73 (2) に、幹線交通を担う道路に近接する空間に特例として適用される環境基準値を表 2-2-73 (3) に、対象事業実施区域周辺の類型指定状況を図 2-2-63 に、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況を表 2-2-74 に示す。

表 2-2-73 (1) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域（一般地域）】

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1：A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 2：A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 3：B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 4：C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年環境省告示第 35 号)

表 2-2-73 (2) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2：A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 3：B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 4：C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年環境省告示第 35 号)

表 2-2-73 (3) 騒音に係る環境基準

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

区 分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注 1：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

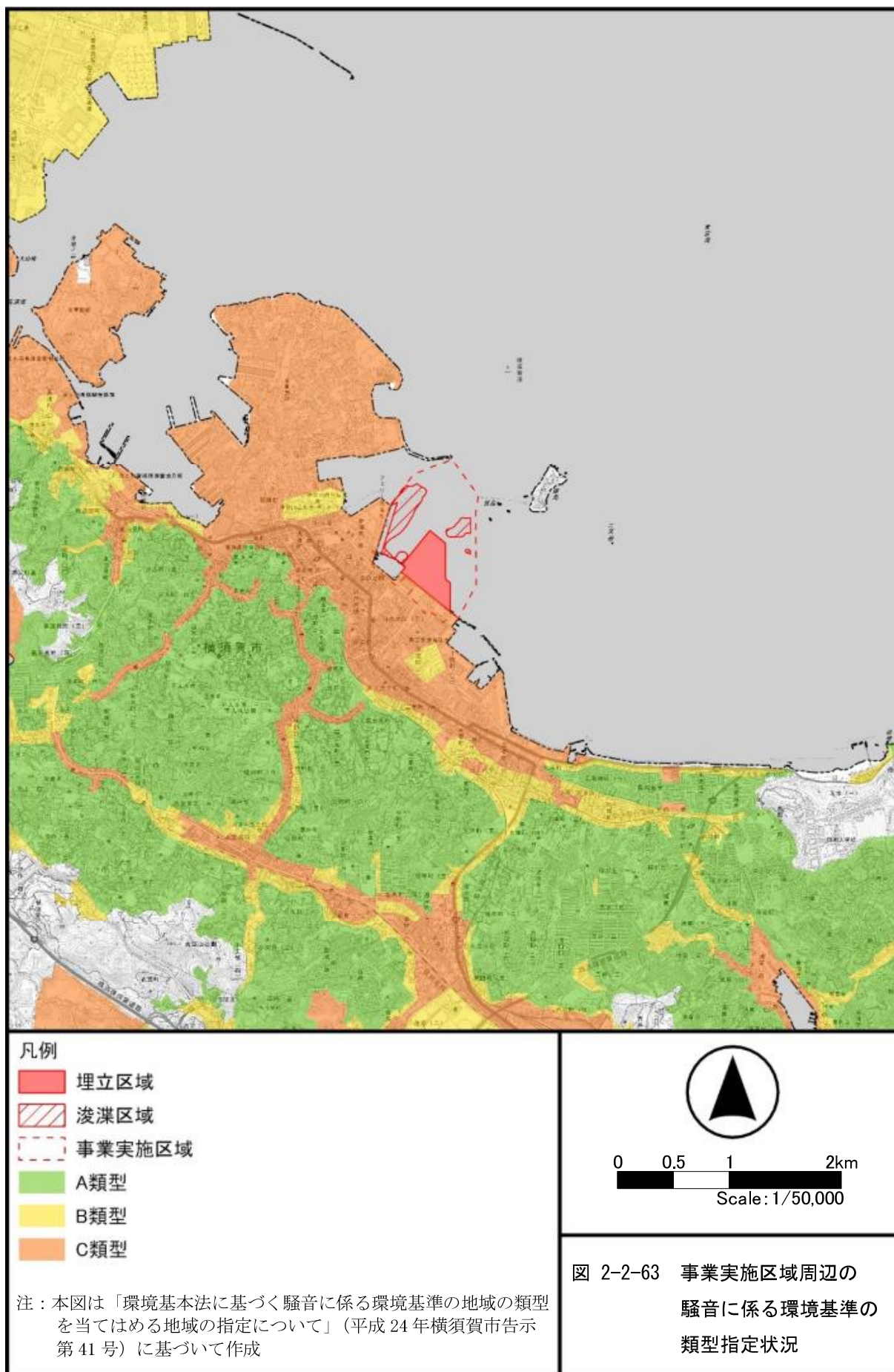
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年環境省告示第 35 号）

表 2-2-74 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 24 年横須賀市告示第 41 号）」



(ウ) 水質汚濁

(a) 人の健康の保護に関する環境基準について

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準を表 2-2-75 に示す。

表 2-2-75 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

注 2：「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

(b) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））について

河川に適用される生活環境の保全に関する環境基準を表 2-2-76 及び表 2-2-77 に示す。

表 2-2-76 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

（利用目的の適応性に対する基準）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

注 1：基準値は日間平均値とする。

注 2：各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

表 2-2-77 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

(c) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）について

海域に適用される生活環境の保全に関する環境基準を表 2-2-78～表 2-2-81 に、周辺海域の類型指定状況を図 2-2-64 及び図 2-2-65 に示す。

表 2-2-78 生活環境の保全に関する環境基準【海域】

(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

注 1：自然環境保全を利用目的としている地点については大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注 2：各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

表 2-2-79 生活環境の保全に関する環境基準【海域】

(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注 1：基準値は年間平均値とする。

注 2：水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 3：各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 種：底生魚類を含めて多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

表 2-2-80 生活環境の保全に関する環境基準【海域】

(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）

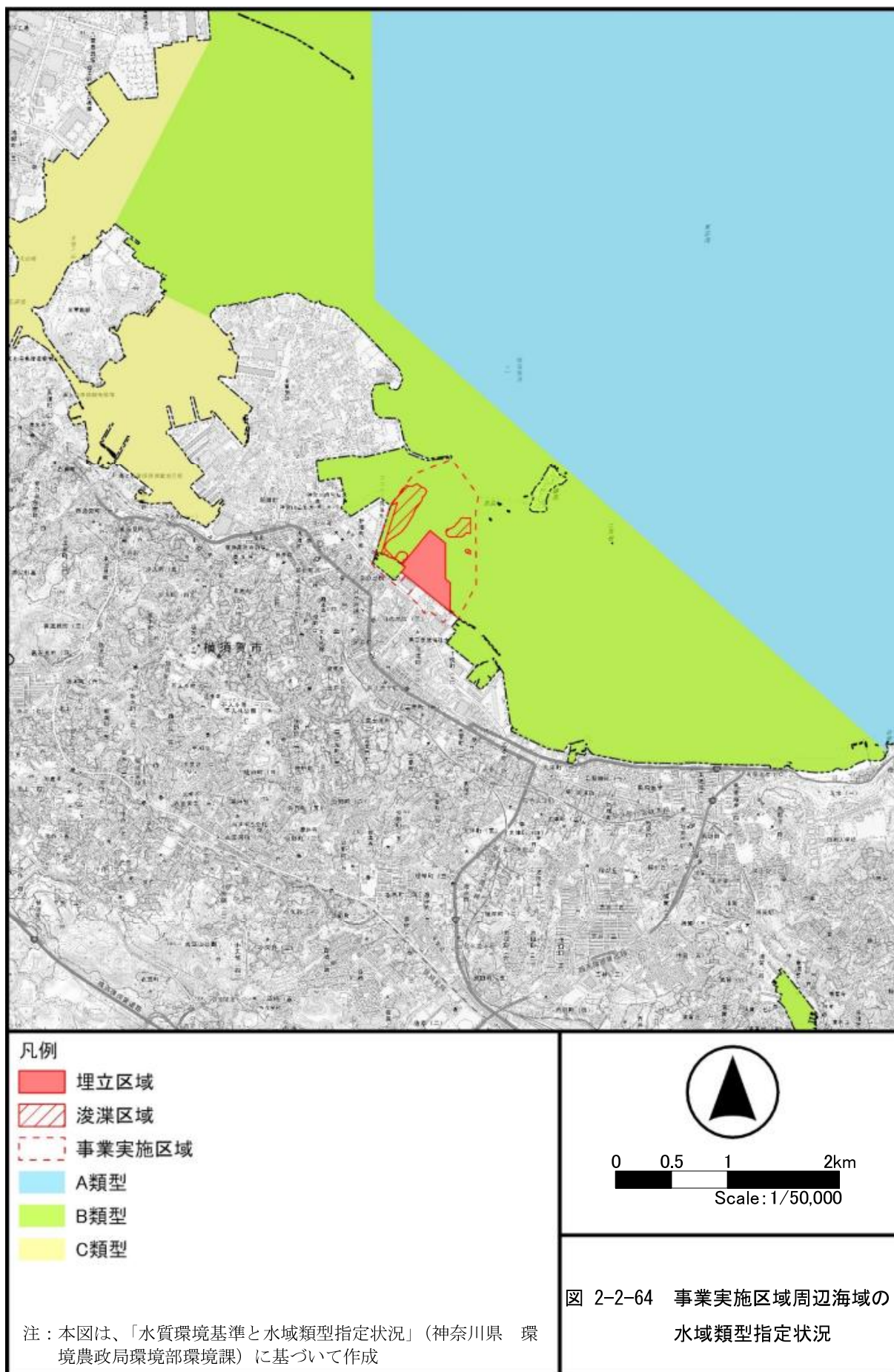
表 2-2-81 生活環境の保全に関する環境基準【海域】

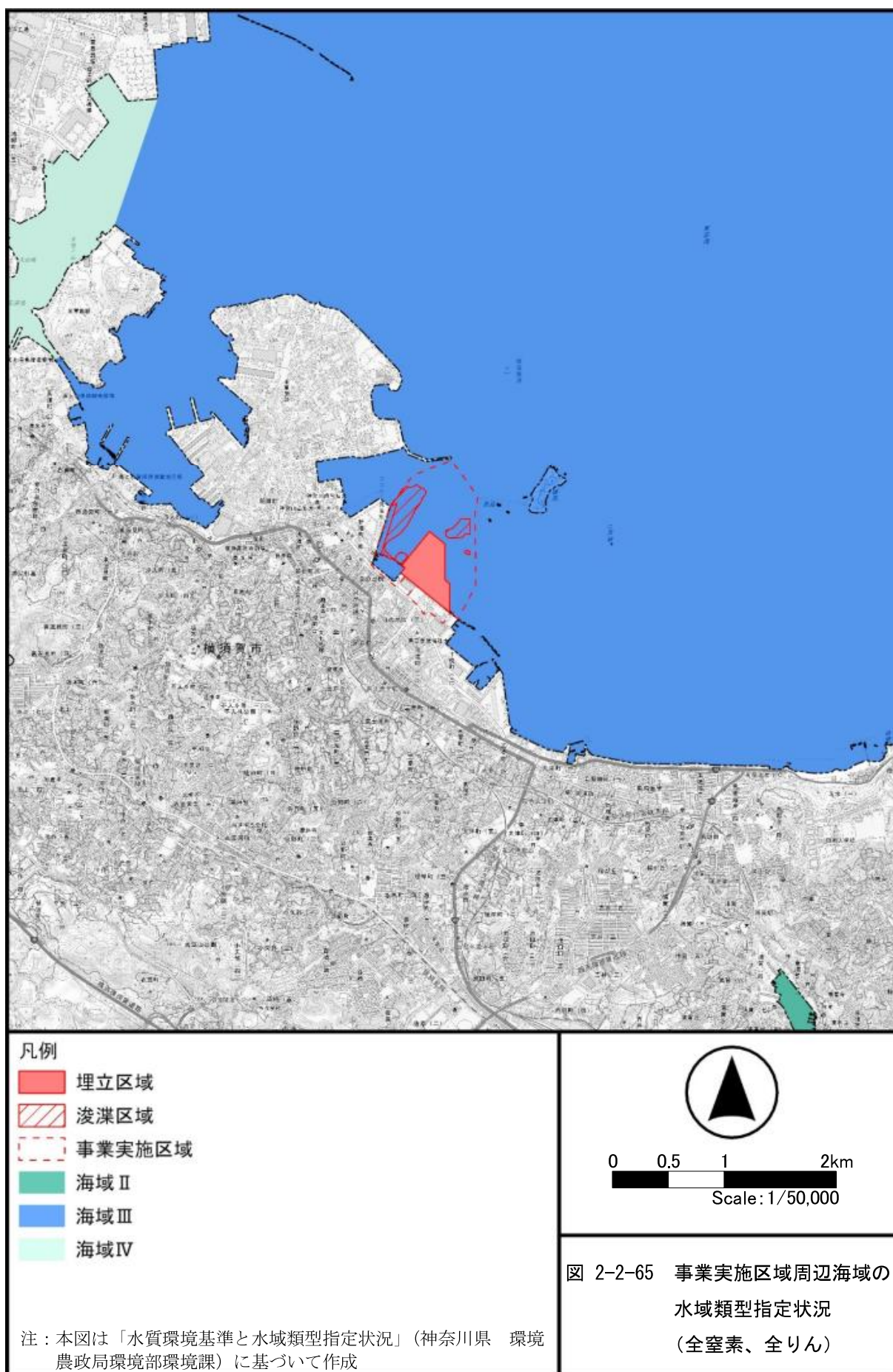
(水生生物が生息・再生産する場の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

注：基準値は日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年環境省告示第 6 号）





(エ) 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に関する環境基準を表 2-2-82 に示す。なお、水質の汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、公共用水域と同様に 28 項目が定められており、広く人の健康を保護する観点から全ての地下水に一律に適用されている。

表 2-2-82 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン ^注	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンについては最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 注：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年環境省告示第 63 号）

(オ) 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2-83 に示す。

表 2-2-83 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3：「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5：1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年環境省告示第 44 号）

イ. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2-84～表 2-2-87 に示す。

表 2-2-84 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類（大気）	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン類の毒性に換算した値とする。 2. 基準値は年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

表 2-2-85 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類（水質〔水底の底質を除く〕）	1pg-TEQ/L 以下

注 1：基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2：水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3：水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

表 2-2-86 ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類（水底の底質）	150pg-TEQ/g 以下

注 1：基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2：水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

表 2-2-87 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類（土壌）	1000pg-TEQ/g 以下

注：土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

ウ．規制基準等

(ア) 大気質

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律 105 号）に基づき、工場・事業場の大気汚染物質発生源に対する規制が行われている。

(a) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設ごとの排出基準、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る総量規制基準が定められており、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準が、特定粉じんについては工場等の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、工場等が集中していることにより、大気排出基準のみによっては環境基準の確保が困難と認められる地域について、知事が総量削減計画を定め総量規制を行うこととされており、横須賀市全域が硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制地域に指定されている。

また、低濃度長期曝露による健康影響が懸念される有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）について、大気中への排出または飛散状況を把握するとともに、それらを抑制するために必要な措置を講ずることとしている。

(b) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成 7 年環境庁告示第 64 号）により自動車排出ガスに係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車排出ガスにより、道路の部分及びその周辺の区域における一酸化炭素の濃度が一定の限度を超えていると認める場合、都道府県知事は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 53 年法律第 105 号）の規定による措置の要請を行うことができるとしている。

(c) ダイオキシン類に係る規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設から大気中に排出される排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出基準（許容限度）とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、大気排出基準のみによっては環境基準の達成が困難として政令で定める地域については、都道府県知事が総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定めなければならないとされている。

(d) 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量に係る規制

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」では、船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出基準を、表 2-2-88 のとおり、原動機の種類や能力等に応じて定めている。

表 2-2-88 船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出基準

原動機の種類、能力及び用途	放出基準
イ ディーゼル機関であって、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。
ロ ディーゼル機関であって、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。
ハ ディーゼル機関であって、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。
ニ イからハまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

注：一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 46 年政令 201 号、最終改正：令和 6 年政令第 204 号）

(イ) 騒音

(a) 工場・事業場に係る規制

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 32 条に基づき、特定工場等も含む事業所において発生する騒音の許容限度を表 2-2-89 に示す。そのほか、用途地域指定状況は図 2-2-5 に示すとおりであり、事業実施区域周辺は準工業地域又は商業地域が指定されている。

表 2-2-89 事業所において発生する騒音の許容限度

時間 地域	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時 から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
工業専用地域	70 デシベル	75 デシベル	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

注 1：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「田園住居地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

注 2：「デシベル」とは、計量法別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注 3：騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は早い動特性（F A S T）を用いることとする。

注 4：騒音の測定の方法は、規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値

注 5：騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって知事が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

注 6：注 5 の規定にかかわらず、複数の事業所が立地する一団の土地であって、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることができる。

注 7：事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の基準値（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線に適用される基準値は、 $(S + S')$ とする。

注 8：一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される騒音の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

注 9：この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 9 年 12 月 26 日規則第 113 号、最終改正：令和 6 年 3 月 29 日規則第 35 号令和 6 年 7 月 19 日規則第 56 号）

(b) 特定建設作業に係る規制

騒音規制法第 14 条に基づく特定建設作業に伴う騒音に対する規制基準等を表 2-2-90 に、特定建設作業に係る規制基準の指定地域の状況を図 2-2-66 に示す。

これによると、事業実施区域周辺は、第 1 号区域が指定されている。

表 2-2-90 (1) 特定建設作業に伴う騒音に対する規制基準

項目	内容	適用除外作業
基準値	85dB 特定建設作業の場所の敷地境界線上	－
作業時間	第 1 号区域 午前 7 時から午後 7 時まで	1、2、3、4、5
	第 2 号区域 午前 6 時から午後 10 時まで	
1 日における延作業時間	第 1 号区域 10 時間	1、2
	第 2 号区域 14 時間	
同一場所における連続作業時間	6 日以内	1、2
日曜・休日における作業	禁止	1、2、3、4、5、6

注 1：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 号区域 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m の区域

第 2 号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m 以外の区域

注 2：適用除外作業

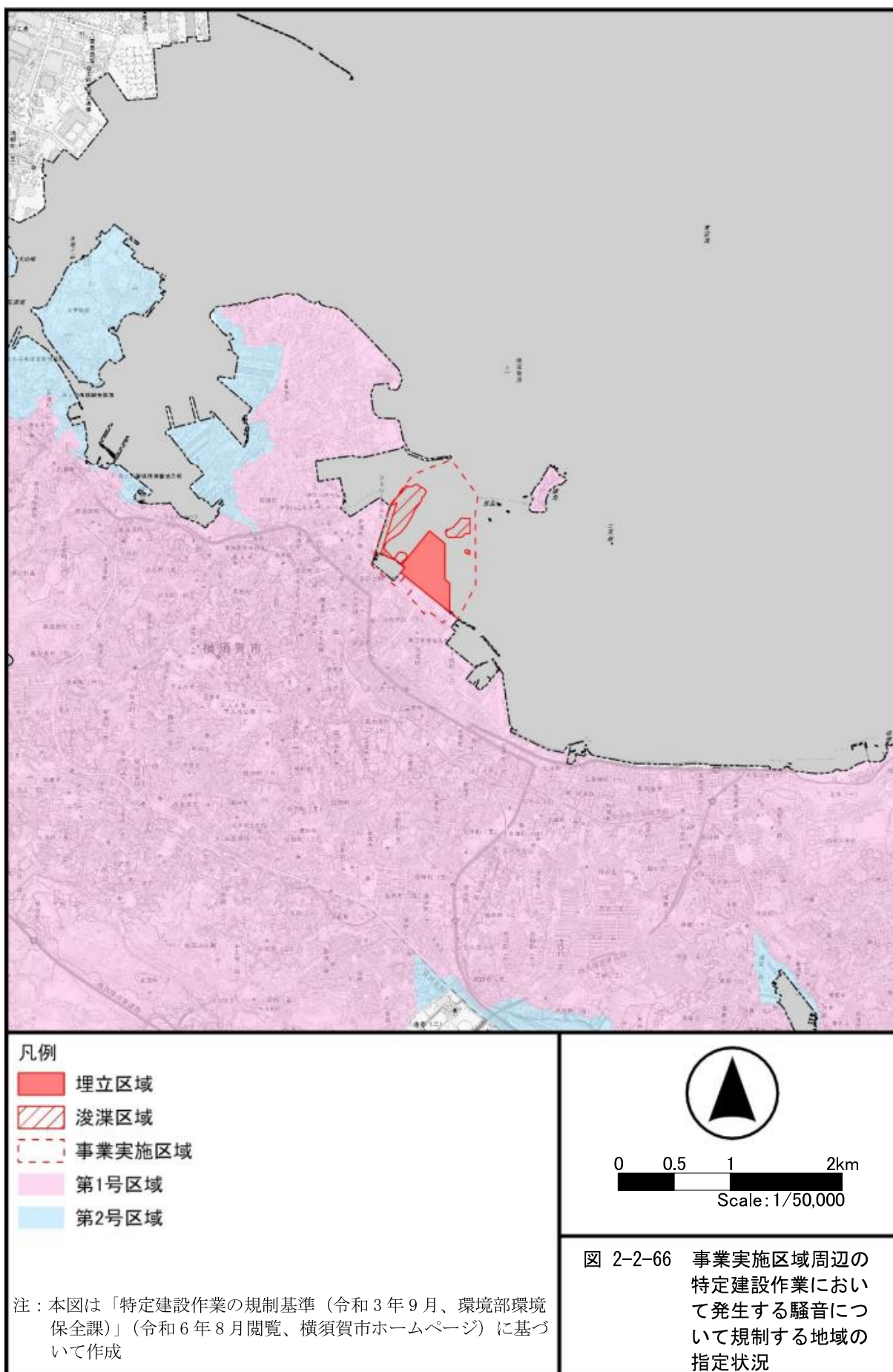
1. 災害その他非常事態による緊急作業
2. 人の生命または身体の危険防止作業
3. 鉄道の正常運行確保の作業
4. 道路法による占用許可条件が夜間（休日）の場合
5. 道路交通法による使用許可条件が夜間（休日）の場合
6. 変電所工事で休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業の規制基準（令和 3 年 9 月、環境部環境保全課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

表 2-2-90 (2) 特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号。以下この表において「施行令」という。）別表第二第六号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして施行令別表第二第七号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして施行令別表第二第八号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」（昭和 43 年政令第 324 号、最終改正：令和 3 年政令第 346 号）



(c) 自動車騒音に係る規制

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の限度を表 2-2-91 に、自動車騒音の限度に係る区域の区分を図 2-2-67 に示す。

表 2-2-91 自動車騒音の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1：幹線交通を担う道路に近接する地域については、上表に関わらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2：区域の区分は以下のとおりである。

- a 区域：第 1 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域）
- b 区域：第 2 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域）
- c 区域：第 3 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域）

出典 1：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年環境省令第 9 号）

出典 2：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の指定について」（平成 13 年横須賀市告示第 33 号）

